

吹田民主商工会

いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 63863-2211
FAX (06) 63862-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

宣伝行動 インボイス制度は中止させよう

6月14日に行われるストンプ・インボイス全国一揆に呼応する活動として、吹田民商では6月11日に豊津駅から江坂駅までインボイス制度中止を呼びかける宣伝活動を行いました。豊津駅前20分のマイク宣伝のあと、二組の店舗訪問と一組のスポット宣伝に分かれて行動しました。訪問先の飲食店などではなかなか対話することができませんでした。中止させないといけませんが、「ありがとう、中止させないといけませんがね」などの反応もありました。元会員のお店での対話では「コロナが始まってから客が減って戻ってこない、売上がない日もある」と厳しい景気を語る一方「消費税増税もインボイスも困るが署名や運動をしても」と後ろ向き反応が訪問した二人は粘り強くお願いして「せつかく来てくれたから今回は協力するよ」と応じてくれました。江坂地域で2時間ほど宣伝カーを運行しました。

民商で一人親方労災保険の手続きができます

建設業では発注元（親会社）から一人親方労災保険の加入が求められる事由が増えています。民商で一人親方労災保険加入ができます。お気軽にお問い合わせください。

保険料率は業種を問わず1.8%とされています。本来、保険料は賃金の年間総額にこの保険料率をかけて計算しますが、自営業者である一人親方の場合は基礎日額を自分で決めて申告することになります。3500円から25000円の範囲で16段階です。この基礎日額はもし労災事故に被災した場合、休業補償や障害補償の一時金にも関わります。実際に被災した場合に生活保障も考えて日額を決めるようにしてください。なお基礎日額を8千円で申告した場合、基礎日額8千円×一年365日×保険料率1.8%＝52560円の保険料となります。

吹田民商では従業員を雇用している事業者が加入する中小事業主の労働保険事務組合を運営しています。そちらもぜひご相談ください。

伝言板

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金制度

吹田市から食費などの物価高騰対策として低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円が支給されます。

ひとり親世帯

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給世帯
- ②公的年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない世帯
- ③物価高騰の影響を受けて直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に減少した世帯（※）

ひとり親世帯以外の子育て世帯

- ④令和4年度の子育て世帯至急特別給付金を受給した世帯（※）
 - ⑤④以外の世帯で平成17年（障がい児は平成15年）4月2日（令和6年2月29日生まれ）の児童の養育者で、物価高騰の影響を受けて、直近の収入が住民税非課税総額に減少した世帯（※）
- ※②③⑤は申請が必要です。①④は申請不要です。

收支内訳書の提出依頼には

返還行動で意思を示そう

例年6月になると收支内訳書の提出を求める行政指導文書が税務署から送付されます。昨年は大阪国税局業務センターより送付されました。近年はインボイスの登録申請の郵送受付をセンター化させるなど業務の集中化をしているため、今年も同様に業務センターより送付されることが予想されます。届いた際には例年通り提出しないことを希望する会員で集まり返還行動を開催します。慌てて対応せず不安があれば民商までご連絡ください。

「收支内訳書」は1984年に国税通則法が改悪され法制化されました。「添付しなければならぬ」とされましたが、民商・全商連が中心となって短期間に60万人と17500団体の署名が集められるなど大きな反対運動により、罰則のない「訓示規定」となりました。また当時の参議院大蔵委員会では「記帳・記録保存及び確定申告書に添付する書面制度等に関しては、その内容方式等について納税者に過大な負担となることがないよう十分留意するとともに、適正な運用に努めること」と「付帯決議」がなされました。財務省令では収入については売上・賃貸料・家事消費・その他の収入の4科目、費用では売上原価・雇人費・外注工賃・減価償却費・貸倒金・地代家賃・利子割引料とそれ以外は「その他の経費」にまとめられました。しかし今の收支内訳書は「その他の経費」についても詳細な科目別の記載欄や売上先・仕入先・地代家賃・給与賃金など取引先・従業員の名称や取引金額などの記載欄まで設けられており、財務省令に反した様式を使用しています。

「書類の提出について」は例年、同じ文書になっていきます。收支内訳書の提出のお願いは「行政指導」とされています。その中の第32条（行政指導の一般原則）では「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるもの」とされ、その2項では「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない」とされています。

ですからこの文書で「税務署では、(中略)調査を実施する場合があります」と記述されていますが、提出のお願いとは関連する記述はされていません。この「お願い」に応じることができないかは納税者の意思に任されているものです。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！